

【オーストラリア】2021年運輸安全改正（重大犯罪）法の制定

海外立法情報課長 内海 和美

* 2021年6月、豪州の空港、港湾、沖合石油・天然ガス施設等が、テロ活動等の違法な妨害行為に使用されることを防止するための法律が制定された。

1 背景

豪州では、テロ活動等の違法な妨害行為からの安全確保を目的として、領空、空港、航空機については2004年航空輸送安全法¹（以下「航空安全法」）が、港湾、港湾施設、船舶及び沖合石油・天然ガス開発施設については2003年海上輸送及び沖合施設安全法²（以下「海上安全法」）が、それぞれ制定された。その後も両法は、テロ対策強化のための改正がなされてきた³が、2021年6月22日、重大犯罪に関連して、空港等や海上運輸・沖合施設が使用されることを防止するため、2021年運輸安全改正（重大犯罪）法⁴（2021年法律第44号）が制定された⁵。

2 2021年運輸安全改正（重大犯罪）法の概要

(1) 構成

全4か条及び附則2編から成る。附則1で、航空安全法に第4A章「重大犯罪」（第38AA条、第38AB条）、海上安全法に第6章「重大犯罪」（第113E条、第113F条）を追加し、附則2で、2007年AusCheck法⁶第5条にバックグラウンドチェック（2(3)参照。以下「チェック」）に関する条文を、2002年豪州犯罪コミッション法⁷（以下「ACC法」）に第2A章「犯罪情報評価」（第36A条～第36S条）を追加する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年1月12日である。

¹ Aviation Transport Security Act 2004, No.8, 2004. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00252>>

² Maritime Transport and Offshore Facilities Security Act 2003, No.131, 2003. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00249>>

³ 梅田久枝「オーストラリアのテロリズム対策」『外国の立法』No.228, 2006.5, pp.194-210. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000357_po_022813.pdf?contentNo=1>; 芦田淳「【オーストラリア】航空機及び船舶等の安全強化に関する法改正」『外国の立法』No.271-2, 2017.5, p.34. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10350348_po_02710213.pdf?contentNo=1>

⁴ Transport Security Amendment (Serious Crime) Act 2021, No.44, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021A00044>> なお、「重大犯罪」の定義は、同法、航空安全法及び海上安全法に規定はないが、議案説明資料（Bills Digest）によると、2005年航空輸送安全規則及び2003年海上輸送安全規則の各附則1に規定する3段階の犯罪類型に加え、新たに2類型を追加した5段階の犯罪類型が記載されている。“Bills Digest: Transport Security Amendment (Serious Crime) Bill,” Parliamentary Library, 2019.12.4, pp.12-14. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/7063224/upload_binary/7063224.pdf;fileType=application/pdf>

⁵ 施行日は、第1条～第4条が2021年6月22日、附則1が翌23日、附則2は、裁可から12か月以内に布告によって定められない場合は、12か月後と規定される（運輸安全改正（重大犯罪）法第2条）。

⁶ AusCheck Act 2007, No.53, 2007. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00185>>

⁷ Australian Crime Commission Act 2002, No.41, 1984. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00543>> 豪州犯罪コミッション（ACC）は、ACC法に基づき2003年1月に設立され、犯罪情報の収集、関連付け、分析及び提供、ACC役員会の承認を得た諜報活動などを主な任務とする連邦政府機関。土屋恵司「オーストラリアにおける人身取引取締政策及び法制」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.162-171. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000452_po_022014.pdf?contentNo=1> 2016年7月1日に、CrimTrac（法務総裁府に属し、連邦及び州・準州の法執行機関間の情報共有サービスの維持・管理等を実施）と統合され、豪州犯罪情報コミッション（Australian Criminal Intelligence Commission: ACIC）となった。しかし法律中には「ACC」がそのまま使用されている。

(2) 重大犯罪への空港、港湾等の使用を防止するためのチェックの実施

航空安全法第 38AA 条は、第 4A 章新設の目的を、重大犯罪に関連して航空機や空港等が使用されることを防止するためと規定し、この目的実現のため、第 38AB 条で保安管理空港⁸の安全区域に、関係者の同行無しで業務上立ち入る者へのチェックの実施、及び実施要件を規則で定めることを規定する。空港又は航空機の運営に携わる者が規則に反した場合、200 ペナルティユニット⁹ (Penalty Unit: PU) 以下の罰金が科される。

海上安全法にも、保安規制港湾¹⁰や沖合石油・天然ガス開発施設の安全区域への立入りについて同内容の規定が設けられた。

(3) 犯罪情報評価

保安管理空港又は保安規制港湾等の安全区域へ、関係者の同行無しで業務上立ち入る者は、航空保安 ID カード (aviation security identification card: ASIC) 又は海上保安 ID カード (maritime security identification card: MSIC) の取得が必要になる¹¹。ASIC や MSIC を申請又は更新しようとする者は、チェックを受けなければならない。チェックを構成する主要要素¹²は、①氏名、出生日等の本人確認、②個人の犯罪歴調査¹³、③安全性評価¹⁴である。

今回の改正法では、附則 2 において、航空安全法第 4A 章及び海上安全法第 6 章の目的のために行われるチェックには、上記①～③に加え、④犯罪情報評価が新たに追加されることが AusCheck 法に明記された。犯罪情報評価の定義及び実施要件は ACC 法第 2A 章に規定される。

(i) 犯罪情報評価の定義 (ACC 法第 36A 条)

犯罪情報評価とは、ある人物に所定の行政処分を行う必要があるか否かについて、当該人物が重大かつ組織的犯罪¹⁵を行う可能性、又は同犯罪を行う人物をほう助する可能性があることを示唆する情報の有無を考慮し、ACC が表明する勧告、意見、助言のことである。

(ii) 不利な犯罪情報評価 (ACC 法第 36C 条、第 36D 条、第 36F 条)

ACC は、個人に対して不利な犯罪情報評価を行った場合、主務官庁である内務省に通知することができ、内務省は、同通知受領の翌日から 14 日以内に、評価結果を書面で当該個人に直接又は書留郵便で送付しなければならない。評価結果の通知を受けた者は、通知受領後 28 日以内に行政不服審判所に審査請求を行うことができる。ACC の不利な犯罪情報評価に対し審査請求を行わない場合や審査によっても結果が覆らなかった場合、ASIC や MSIC は発行されない¹⁶。

⁸ Security controlled airports. 定期的な旅客輸送又はチャーター機を受け入れる空港は、内務大臣により「保安管理空港」と宣言される (航空安全法第 28 条第 2 項)。

⁹ 1PU は、2020 年 7 月 1 日以降、222 豪ドル。1 豪ドルは、約 83.2 円である (令和 4 年 1 月分報告省令レート)。

¹⁰ Security regulated ports. 保安規制対象船舶の移動、積荷、保守等に使用される港湾の区域 (海上保安法第 13 条)。

¹¹ “ASIC and MSIC identification cards.” Department of Home Affairs, Australian Government website <<https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/transport-security/identity/asic-and-msic-identification-cards>> ただし、ASIC や MSIC は安全区域への立入許可証ではない。同区域への立入りには、関係当局や施設所有者等の許諾が必要となる。

¹² AusCheck Act, section 5. *op.cit.*(6)

¹³ ACC (前掲注(7)) が、航空及び海上輸送の違法な妨害に関連する犯罪で有罪判決を受けたことがあるか等について調査する。

¹⁴ Security assessment. ある人物に行政処分を行うことが必要か等について、豪州治安情報機関が連邦政府機関に対して行う、勧告、意見、助言等。Australian Security Intelligence Organisation Act 1979, No.113, 1979. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00589>> section 35(1)

¹⁵ 重大かつ組織的犯罪とは、①二人以上が関与し、②実体のある計画・組織が存在し、③高度な方法・技術を使用し、④他の同種の犯罪と関連して行われ、かつ⑤法定刑が 3 年以上の拘禁刑である犯罪をいう (ACC 法第 4 条第 1 項)。

¹⁶ House of Representatives, “Transport Security Amendment (Serious Crime) Bill 2019: Supplementary Explanatory Memorandum,” p.13. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r6440_ems_025ba4e0-7de2-4ffc-aff0-f9a36f0138f3/upload_pdf/746815.pdf;fileType=application%2Fpdf>